

令和7年度 第3回高島市総合教育会議 次第

日時：令和8年3月11日（水）

午後1時30分～

会場：高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名

委員

委員

3. 議 題

(1) 第2期高島市教育大綱の改訂について

(2) 今後のスケジュール

令和8年4月	政策調整会議	大綱改訂の報告
令和8年4月	高島市議会	大綱改訂の報告
令和8年4月	市ホームページで公表	大綱改訂の報告

4. その他

(1) マキノ地域公立園の再編（統廃合）について

(2) 高島市乳児等通園支援事業（高島市子ども誰でも通園制度）の実施について

5. 閉 会

第2期高島市教育大綱 改訂案について

頁	項目	番号	担当 部署	現行内容	改訂案	改訂の背景・理由
1			教育総務課		(令和8年3月改訂)	改訂年月を追記
3			教育総務課		この度、本市にとって最も重要な運営指針である高島市総合計画が平成29年度から令和8年度までの10年間の計画となっており、この計画と高島市教育大綱との整合性を図る必要があることから、現在の第2期教育大綱を2年延長し、現総合計画の範囲内で必要な改定を行いました。	今回改訂の趣旨を追記
4			教育総務課	この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間とします。ただし、計画の期間中においても、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。	この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間としていましたが、実施期間を2年延長し、令和9年度までの7年間を実施期間とします。	実施期間の修正
4			教育総務課	(レイアウト変更)	(レイアウト変更)	1頁(1)策定の趣旨を追記したことに伴い、(2)位置づけを改ページした
4			教育総務課	(年表の修正)	(年表の修正)	計画期間を2年延長することに伴う年表の修正
7	目標1	③	学校教育課	少人数指導等により・・・	小学校教科担任制や少人数指導等により・・・	少人数指導が少なくなり、小学校教科担任制が増えたため
7	目標1	⑨	学校教育課	市内小中学校の学校運営協議会において、学校教育目標を共有し、、、、	市内小中学校の学校運営協議会において、学校教育目標や学校・地域連携カリキュラムを共有し、、、、	全小中学校で、学校地域連携カリキュラムを作成し学校運営協議会で共有しているため
7	目標1	新規	学校教育課		1人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を設けるとともに学校以外の場における多様な学習活動を含め、園小中学校を通じた切れ目のない就学に関する支援を行います。	不登校や特別支援教育の視点を深化させるため⑤として追記する
7	目標1		学校教育課	⑤～⑫	⑥～⑬	新規を⑤に入れるため、それ以降の番号を1つ繰り下げる
9	目標5	②	国スポ・障スポ大会推進課	滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会にあたり、一般社団法人高島市スポーツ協会の体制強化を支援するとともに、各スポーツ団体と連携して開催に向けた環境づくりを進めます。	滋賀県で開催された国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の盛り上がりを生かし、さらなる市民スポーツの普及・振興を図るため、引き続き一般社団法人高島市スポーツ協会の体制強化の支援を進めます。	国スポ・障スポ大会での気運を生涯スポーツの振興に繋げるため

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考 ＜表紙＞
第2期高島市教育大綱 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 生きる力を育む 学校教育の推進 新しい地域づくりに 向けた社会教育の推進 基本目標 地域の特性を踏まえた 文化財の保存・継承および活用 地域ぐるみで育む 青少年教育の推進 スポーツに親しめる 生涯スポーツ社会の推進 令和3年3月策定 高島市	第2期高島市教育大綱 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 生きる力を育む 学校教育の推進 新しい地域づくりに 向けた社会教育の推進 基本目標 地域の特性を踏まえた 文化財の保存・継承および活用 地域ぐるみで育む 青少年教育の推進 スポーツに親しめる 生涯スポーツ社会の推進 令和3年3月策定 (令和8年3月改訂) 高島市	改訂年月を追記

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
《 目 次 》 1. 大綱の策定について…………… 1 2. 期間…………… 2 3. 体系図…………… 3 4. 基本方針…………… 4 5. 基本目標…………… 4 6. 基本目標達成のための施策方針…………… 5 ・生きる力を育む学校教育の推進…………… 5 ・新しい地域づくりに向けた社会教育の推進…………… 6 ・地域ぐるみで育む青少年教育の推進…………… 6 ・地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用… 7 ・スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進…………… 7	《 目 次 》 1. 大綱の策定について…………… 1 2. 期間…………… 2 3. 体系図…………… 3 4. 基本方針…………… 4 5. 基本目標…………… 4 6. 基本目標達成のための施策方針…………… 5 ・生きる力を育む学校教育の推進…………… 5 ・新しい地域づくりに向けた社会教育の推進…………… 6 ・地域ぐるみで育む青少年教育の推進…………… 6 ・地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用… 7 ・スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進…………… 7	＜目次＞ 修正なし

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
Ⅰ 大綱の策定について (Ⅰ) 策定の趣旨 高島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に基づき、社会情勢の変化やその地域の実情を鑑み、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めたものです。 この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整したうえで策定するものです。 高島市では、平成28年2月に高島市教育大綱を策定し(平成29年3月一部改訂)、高島市の教育行政の方向性や目標を明確にしましたが、計画期間の満了を迎えるにあたり、近年我が国が目指すべき未来の社会の姿として提唱している超スマート社会(Society5.0)の実現を加味しつつ、現状の課題や今後の方向性を議論し、改定を行いました。 1	Ⅰ 大綱の策定について (Ⅰ) 策定の趣旨 高島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に基づき、社会情勢の変化やその地域の実情を鑑み、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めたものです。 この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整したうえで策定するものです。 高島市では、平成28年2月に高島市教育大綱を策定し(平成29年3月一部改訂)、高島市の教育行政の方向性や目標を明確にしましたが、計画期間の満了を迎えるにあたり、近年我が国が目指すべき未来の社会の姿として提唱している超スマート社会(Society5.0)の実現を加味しつつ、現状の課題や今後の方向性を議論し、第2期を策定しました。 この度、本市にとって最も重要な運営指針である高島市総合計画が平成29年度から令和8年度までの10年間の計画となっており、この計画と高島市教育大綱との整合性を図る必要があることから、現在の第2期教育大綱を2年延長し、現総合計画の範囲内で必要な改訂を行いました。 1	<1ページ> 改訂の趣旨を追記

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考																																																																																																											
(2) 位置付け この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第2次高島市総合計画の基本構想の達成に向け、教育分野の基本目標、基本目標達成のための施策方針を示すものです。 第2次高島市総合計画 【将来目標像】 水と緑 人のいきかう 高島市 【まちづくり方針】 高島市の魅力である水と緑を守り、その生活から生まれる恵みを大切にしながら、高島市に誇りがもてるまちづくりを進めることにより、高島市の「たからもの」を最大化することで、住みたい、住み続けたいまちの実現をめざします。 ↑ここまで前ページ 2 期間 この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間とします。ただし、計画の期間中においても、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31 (R1)</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td></td><td>2016</td><td>2017</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td></tr></table> <table><tr><td>高島市総合計画</td><td></td><td colspan="10">第2次高島市総合計画</td></tr><tr><td>高島市教育大綱</td><td colspan="4">高島市教育大綱</td><td colspan="4">第2期高島市教育大綱</td><td colspan="3"></td></tr></table> 2	年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	高島市総合計画		第2次高島市総合計画										高島市教育大綱	高島市教育大綱				第2期高島市教育大綱							(2) 位置付け この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第2次高島市総合計画の基本構想の達成に向け、教育分野の基本目標、基本目標達成のための施策方針を示すものです。 第2次高島市総合計画 【将来目標像】 水と緑 人のいきかう 高島市 【まちづくり方針】 高島市の魅力である水と緑を守り、その生活から生まれる恵みを大切にしながら、高島市に誇りがもてるまちづくりを進めることにより、高島市の「たからもの」を最大化することで、住みたい、住み続けたいまちの実現をめざします。 2 期間 この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間として いましたが、実施期間を2年延長し、令和9年度までの7年間を実施期間 とします。 <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td><td>R15</td><td>R16</td></tr><tr><td></td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td><td>2028</td><td>2029</td><td>2030</td><td>2031</td><td>2032</td><td>2033</td><td>2034</td></tr></table> <table><tr><td>高島市総合計画</td><td colspan="6">第2次高島市総合計画</td><td colspan="8">(仮)第3次高島市総合計画</td></tr><tr><td>高島市教育大綱</td><td colspan="4">第2期高島市教育大綱</td><td colspan="2">2年延長</td><td colspan="7">(仮)第3期高島市教育大綱</td></tr></table> 2	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	高島市総合計画	第2次高島市総合計画						(仮)第3次高島市総合計画								高島市教育大綱	第2期高島市教育大綱				2年延長		(仮)第3期高島市教育大綱							<2ページ> (2)位置付け を前ページから移動しレイアウト変更 実施期間の修正 表の修正
年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																		
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026																																																																																																		
高島市総合計画		第2次高島市総合計画																																																																																																											
高島市教育大綱	高島市教育大綱				第2期高島市教育大綱																																																																																																								
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16																																																																																															
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034																																																																																															
高島市総合計画	第2次高島市総合計画						(仮)第3次高島市総合計画																																																																																																						
高島市教育大綱	第2期高島市教育大綱				2年延長		(仮)第3期高島市教育大綱																																																																																																						

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
3 体系図 【基本方針】 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 【基本目標】 目標1 生きる力を育む学校教育の推進 目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進  各種施策の実施 3	3 体系図 【基本方針】 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 【基本目標】 目標1 生きる力を育む学校教育の推進 目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進  各種施策の実施 3	<3ページ> 修正なし

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
4 基本方針 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 5 基本目標 目標1 生きる力を育む学校教育の推進 すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。 目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。 目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進 だれもが・いつでも・気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を創造します。 4	4 基本方針 市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を推進します。 5 基本目標 目標1 生きる力を育む学校教育の推進 すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。 目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。 目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進 だれもが・いつでも・気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を創造します。 4	<4ページ> 修正無し

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
6 基本目標達成のための施策方針 目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進 ①小中一貫教育を中核に据え、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成に向けて、幼児教育や高校教育との学びの連続性を重視し、系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行います。 ②1人1台端末等の効果的な活用により、学び方を改革し、主体的・対話的で深い学びの実現と個別最適な学びを推進します。 ③少人数指導等により、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ④学校での学びを、働くこと、生きることに関連付け、自分らしい生き方を実現していく力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。 ⑤グローバルな視点をもって活躍する人材を育てるため、外国語で自分の思いを豊かに発信できるコミュニケーション力を育成します。 ⑥高島の豊かな自然や文化遺産を生かした特色ある教育活動を推進し、地域に愛着をもち、地域に貢献しようとするひとを育てます。 ⑦「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。 ⑧子どもの安全・安心を守るため、子ども自ら命を守る力を身に付ける教育を推進するとともに、学校安全体制の整備を推進します。 ⑨市内小中学校の学校運営協議会において、学校教育目標を共有し、熟議を重ね、地域と一体となって子どもの豊かな成長を育む体制の強化を図ります。 ⑩地域の特色を生かした学校給食を実施し、子どもの心身の健全な発達と食に関する正しい理解、望ましい食習慣を養います。 ⑪心身の健全な発達を促すため、体力の向上を図り、健康の保持増進の基礎となる力を培います。 ⑫子どもたちにとってより望ましい環境を整備するとともに、安全で快適な学習環境の実現を図ります。 5	6 基本目標達成のための施策方針 目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進 ①小中一貫教育を中核に据え、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成に向けて、幼児教育や高校教育との学びの連続性を重視し、系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行います。 ②1人1台端末等の効果的な活用により、学び方を改革し、主体的・対話的で深い学びの実現と個別最適な学びを推進します。 ③小学校教科担任制や少人数指導等により、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ④学校での学びを、働くこと、生きることに関連付け、自分らしい生き方を実現していく力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。 ⑤1人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を設けるとともに学校以外の場における多様な学習活動を含め、園小中学校を通じた切れ目のない就学に関する支援を行います。 ⑥グローバルな視点をもって活躍する人材を育てるため、外国語で自分の思いを豊かに発信できるコミュニケーション力を育成します。 ⑦高島の豊かな自然や文化遺産を生かした特色ある教育活動を推進し、地域に愛着をもち、地域に貢献しようとするひとを育てます。 ⑧「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。 ⑨子どもの安全・安心を守るため、子ども自ら命を守る力を身に付ける教育を推進するとともに、学校安全体制の整備を推進します。 ⑩市内小中学校の学校運営協議会において、学校教育目標や学校・地域連携カリキュラムを共有し、熟議を重ね、地域と一体となって子どもの豊かな成長を育む体制の強化を図ります。 ⑪地域の特色を生かした学校給食を実施し、子どもの心身の健全な発達と食に関する正しい理解、望ましい食習慣を養います。 ⑫心身の健全な発達を促すため、体力の向上を図り、健康の保持増進の基礎となる力を培います。 ⑬子どもたちにとってより望ましい環境を整備するとともに、安全で快適な学習環境の実現を図ります。 5	<5ページ> ③少人数指導が少なくなり、小学校教科担任制が増えたことから、文言を追記する ⑤新規項目 不登校や特別支援教育の視点を深化させるため⑤として追記する 以降の番号を1つ繰り下げる ⑩全小中学校で学校地域連携カリキュラムを作成し、学校運営協議会で共有しているため

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 ①生涯学習を通して、地域の人材育成を推進し、その学びが地域づくりに生かせるよう、関係機関と連携して取り組みます。 ②学校教育と社会教育の協働と、さらなる社会教育関係団体等との連携により、子どもの学びと育ちを支え、学校を核とした地域づくりを進めます。 ③家庭が子どもの生きる力の基礎を育む場となるよう、講座や研修会を市の関係部局と連携・協働して開催し、教育力の向上に取り組みます。 ④公民館、図書館等の社会教育施設を拠点に、市の関係部局や社会教育関係団体と連携しながら、市民の学ぶ機会の提供と地域課題の解決に向けた取り組みを促進します。 ⑤「差別のない 住みよいまち 高島市」をめざし、市民の人権感覚を高めるため、学校・家庭・地域の連携により人権教育を推進します。 ⑥優れた文化や芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の参画と協働により文化活動の発表の場を拡げ、文化の振興を促進します。 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 ①自然や文化遺産等の地域資源を活用して、子どもの豊かな学びと成長を支援します。 ②地域で主体的に活動している青少年団体の活性化に向けて取り組みます。 ③青少年の健全育成や被害防止のため、青少年関係団体と連携・協働して地域の子どもの守り育てる体制の充実を図ります。 6	目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進 ①生涯学習を通して、地域の人材育成を推進し、その学びが地域づくりに生かせるよう、関係機関と連携して取り組みます。 ②学校教育と社会教育の協働と、さらなる社会教育関係団体等との連携により、子どもの学びと育ちを支え、学校を核とした地域づくりを進めます。 ③家庭が子どもの生きる力の基礎を育む場となるよう、講座や研修会を市の関係部局と連携・協働して開催し、教育力の向上に取り組みます。 ④公民館、図書館等の社会教育施設を拠点に、市の関係部局や社会教育関係団体と連携しながら、市民の学ぶ機会の提供と地域課題の解決に向けた取り組みを促進します。 ⑤「差別のない 住みよいまち 高島市」をめざし、市民の人権感覚を高めるため、学校・家庭・地域の連携により人権教育を推進します。 ⑥優れた文化や芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の参画と協働により文化活動の発表の場を拡げ、文化の振興を促進します。 目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進 ①自然や文化遺産等の地域資源を活用して、子どもの豊かな学びと成長を支援します。 ②地域で主体的に活動している青少年団体の活性化に向けて取り組みます。 ③青少年の健全育成や被害防止のため、青少年関係団体と連携・協働して地域の子どもの守り育てる体制の充実を図ります。 6	<6ページ> 修正なし

新旧対照表

改訂前	改訂(案)	備考
目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 ①市民の財産である文化財の状況把握と調査を進め、歴史的な価値を明らかにするとともに、適切な保存管理を図ります。 ②文化財の適正な保護措置を図りながら、関係部局、団体、市民等との連携を通して次世代へ着実に継承できる仕組みづくりを促進します。 ③市内の文化財の存在や価値等を広く情報発信するとともに、多くの市民等に地域の誇りである文化財を学び、活用してもらえぬ取り組みを進めます。 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進 ①運動機会の提供やスポーツに親しむきっかけづくりとなる情報発信を通じて、誰もが気軽に親しめる健康スポーツの推進を図ります。 ②滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会にあたり、一般社団法人高島市スポーツ協会の体制強化を支援するとともに、各スポーツ団体と連携して開催に向けた環境づくりを進めます。 ③スポーツボランティア登録制度を充実し、情報発信や活躍の場の提供に努め、スポーツ参画人口の拡大を図ります。 ④スポーツイベントの開催や、民間のスポーツツーリズム等を誘致し、参加者と市民との交流を深め、地域活性化を図ります。 ⑤市民が安心してスポーツに親しめるよう、施設の効果的・効率的な維持管理を図り、安全にスポーツができる環境づくりを進めます。 7	目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用 ①市民の財産である文化財の状況把握と調査を進め、歴史的な価値を明らかにするとともに、適切な保存管理を図ります。 ②文化財の適正な保護措置を図りながら、関係部局、団体、市民等との連携を通して次世代へ着実に継承できる仕組みづくりを促進します。 ③市内の文化財の存在や価値等を広く情報発信するとともに、多くの市民等に地域の誇りである文化財を学び、活用してもらえぬ取り組みを進めます。 目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進 ①運動機会の提供やスポーツに親しむきっかけづくりとなる情報発信を通じて、誰もが気軽に親しめる健康スポーツの推進を図ります。 ②滋賀県で開催された国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成果を生かし、引き続き一般社団法人高島市スポーツ協会を支援するとともに、各スポーツ団体と連携し、市民スポーツの普及、振興、人材育成を図ります。 ③スポーツボランティア登録制度を充実し、情報発信や活躍の場の提供に努め、スポーツ参画人口の拡大を図ります。 ④スポーツイベントの開催や、民間のスポーツツーリズム等を誘致し、参加者と市民との交流を深め、地域活性化を図ります。 ⑤市民が安心してスポーツに親しめるよう、施設の効果的・効率的な維持管理を図り、安全にスポーツができる環境づくりを進めます。 7	<7ページ> ②国スポ・障スポ大会での気運を生涯スポーツの振興に繋げるため

「第2期高島市教育大綱(案)」に関する ご意見の概要と事務局の考え方について（結果）

● 意見の概要と事務局の考え方

提案いただいたご意見および事務局の考え方は、次のとおりです。

「第2期高島市教育大綱(案)」の内容に直接関連する意見等のみ掲載しています。

NO	該当箇所	意見等の概要	教育委員会事務局の考え方
1	全般	今回の教育大綱が2年延長され、文言の訂正や追加がある。教育に直接関心があるのは保護者だと思うが、これからの高島市の教育のあり方をこのように修正していくという事は実際に感じにくい。直接教育に関わっている保護者からすると知らないという方もおられると思うが、周知方法について考えていただきたい。	教育大綱改訂については、市のホームページや広報たかしまで周知します。
2	全般	教育大綱を改訂するにあたって、高島市の小中一貫教育と地域とともにある学校づくりに向かっていることや、学校運営協議会の紹介などをホームページだけではなく紙面でも紹介してはどうか。	教育大綱改訂については市のホームページや広報たかしまで周知します。 学校運営協議会の活動については、学校だよりなどで紹介をしております。引き続き活動内容が分かりやすいよう工夫を凝らします。 一方で、活動に参加していただいた市民の方から地域に広がっていくことも大事だと考えています。地域の活動に生徒が参加することも行っているため、活動が広がるよう引き続きご協力をお願いします。

マキノ地域公立園再編 (統廃合)に関する説明会

実施日時: 令和8年1月29日(木) 19時30分～20時
実施場所: マキノ土に学ぶ里研修センター

次第

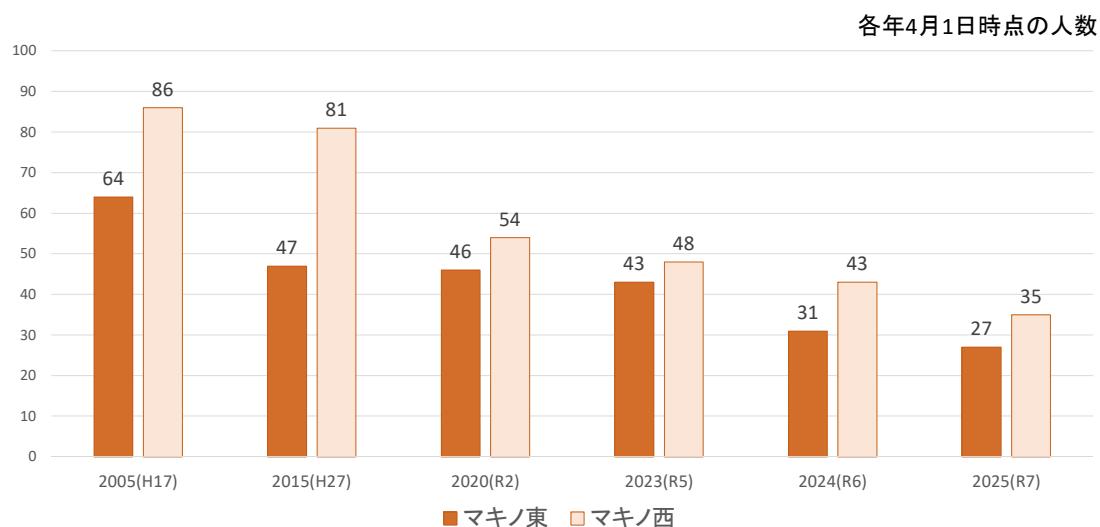
- ・開会挨拶
- ・マキノ地域公立園再編(統廃合)について
- ・質疑応答
- ・閉会

市の方針について

「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025」より一部抜粋（P74）

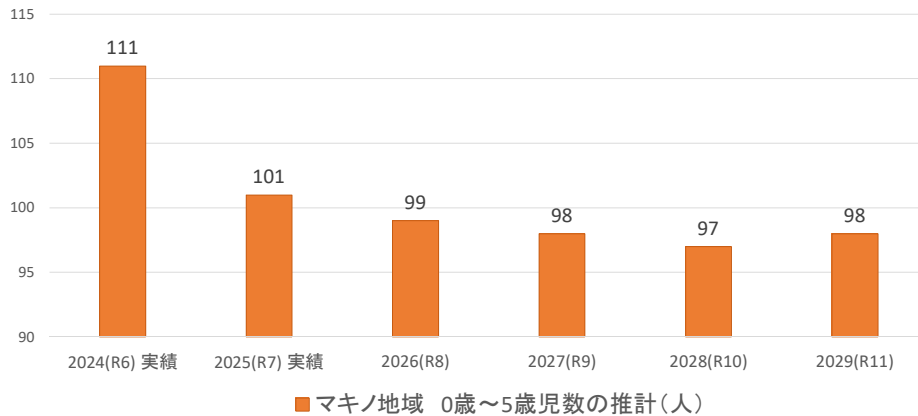
- 認定こども園等によってはクラスごとの人数が減少し、集団での子どもの育ちが確保できない状況です。このため、クラス編制が難しくなる認定こども園等においては、幼児教育・保育の提供体制の見直しにより、集団での育ちの確保を目指します。
- 多様な保育ニーズに対応できる施設の整備や、将来的な児童数に見合った適正な園配置を検討していきます。
- 令和9年度にマキノ東こども園をマキノ西こども園に統合します。

入園数の推移（マキノ地域）



マキノ地域 子ども人口の推計

※令和8年以降の数値は「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぶらん2025」の推計値（P71）を参考



方針決定までの経過

- ▶令和5年2月1日
マキノ公立園統廃合に関する保護者からの意見聴取会を実施
- ▶令和5年6月28日
マキノ地域公立園統廃合の方針案に関する保護者説明会を実施
- ▶令和5年8月23日
公立園の統廃合の方針に関する説明会(マキノ地域関係区・自治会)を実施

園舎の状況

マキノ西こども園

構造 : 鉄骨造(一部RC造)
地上1階
建築年度: S53
部屋数 : 右表の通り

室名	室数	室名	室数
乳児室	1	遊戯室	1
(ほふく室)		調理室	1
調乳室	1	便所	4
沐浴室	1	廊下その他	1
医務室	(1)	計	16
保育室	6	屋外遊戯場	1

改修工事等

H4 屋根改修工事
H10 大規模改修工事
H18 耐震補強工事
H30 大規模改修工事
R5 給食調理室他改修工事
R7 建築物劣化状況調査

建物躯体に問題
が無いことを確認

マキノ東こども園

構造 : 鉄骨造
地上1階
建築年度: H7
部屋数 : 右表の通り

室名	室数	室名	室数
乳児室	1	遊戯室	1
(ほふく室)		調理室	1
調乳室	1	便所	3
沐浴室	1	廊下その他	1
医務室	(1)	計	13
保育室	4	屋外遊戯場	1

改修工事等

R2 空調改修工事
※その他 大規模な修繕は無し

(参考)マキノ児童館

構造 : 木造 地上2階
建築年度: H16

※マキノ地域の入園数等を踏まえ、園舎としては活用せず
引き続き児童館として運営を継続する

今後の予定

▶令和9年4月1日

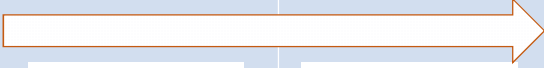
マキノ東こども園をマキノ西こども園に統合

▶令和9年度

マキノこども園(仮称)大規模改修工事を実施

工種 : 断熱工事、内装工事、給排水設備工事、空調設備改修 等

今後の予定(スケジュール)

	R8年度	R9年度	R10年度
マキノ東こども園	 廃止		
マキノ西こども園	 統合	大規模改修工事を実施	
マキノこども園(仮称)		 旧マキノ東こども園舎	旧マキノ西こども園舎

参考(建築物劣化調査報告書より)

総合判定

事象	有無	備考
著しい建物の傾き	なし	躯体に傾きは確認できないが、内部造作にLV(2.5/1,000)の傾斜あり
建物が不同沈下している可能性	なし	問題なし
継続していると思われる雨漏れの形跡 (微細な形跡は除く)	なし	問題なし
著しい施工不良と思われる箇所の有無	なし	内部造作や外構にて劣化を原因とする指摘事項あり
構造耐力上必要な部分の著しい損傷・腐食・ 変形の有無	なし	問題なし
屋内給排水管の著しい劣化、漏水やその形跡	あり	排水系統に不具合有り
詳細な調査を行うことが望ましいと判断できる 場所	なし	問題なし
早期に補修が必要な場所	あり	無断熱かつアルミシングルの外部建具を使用しており、温熱環境が極めて悪い

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

高島市乳児等通園支援事業

本格実施に向けた実施計画(案)および代用計画(案)の策定について

制度の概要および目的①

趣旨	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため
対象者	幼稚園や認定こども園等に通っていない0歳6カ月～2歳までの子ども ●就労要件を問わない ●月一定時間までの利用枠 ●時間単位の柔軟な利用
制度の法的根拠	児童福祉法「乳児等通園支援事業」 （令和7年4月1日施行） 子ども・子育て支援法「乳児等のための支援給付」 （令和8年4月1日施行）



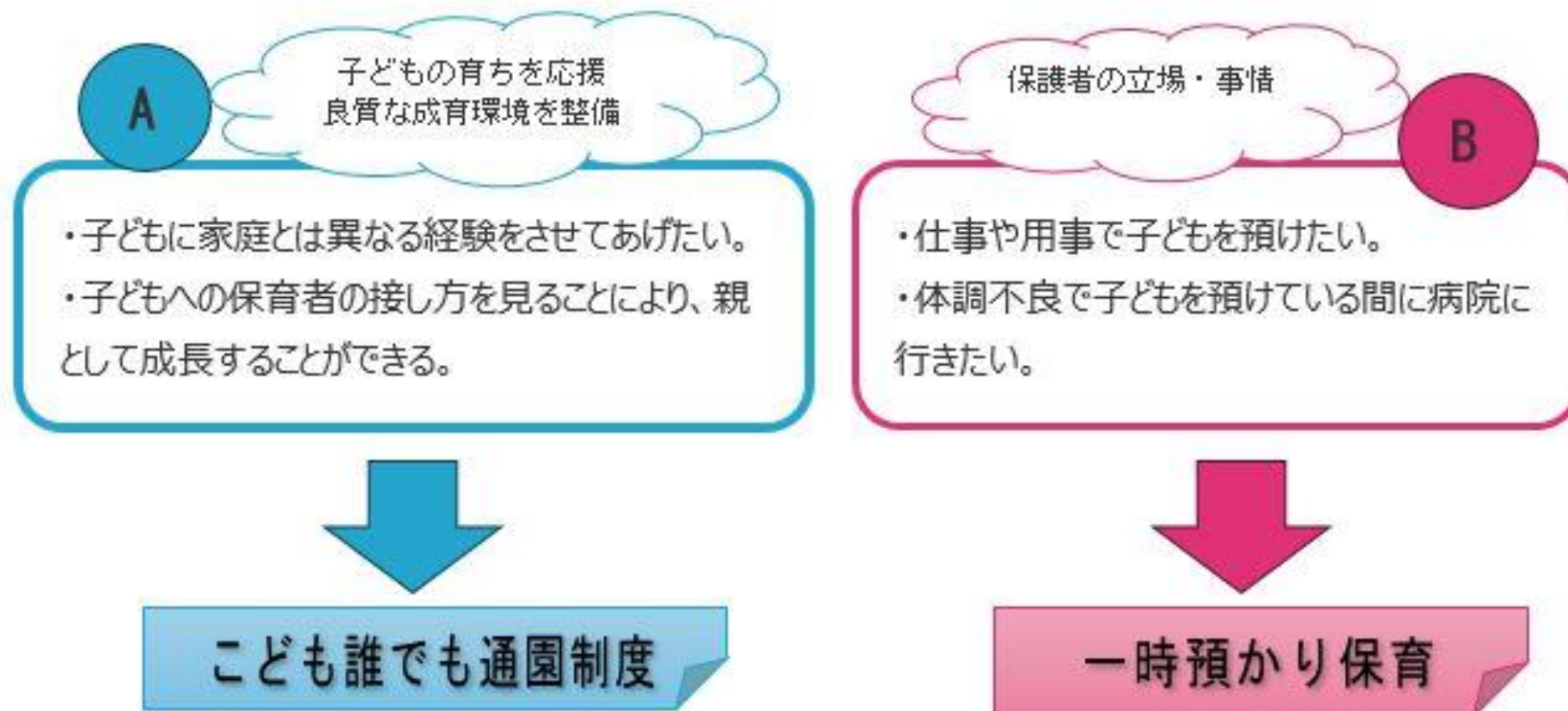
制度の概要および目的②

子どもの視点	・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる ・子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる ・年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす
保護者の視点	・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感、不安感等の解消につながるとともに、月に一定時間でも、子どもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる ・子どもへの保育者の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる ・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源(子育て支援等)を活用することにもつながる

一時預かりとの違い

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
定義	給付制度 ・子どもにとって一定の権利性が生じる ・全国どの自治体でも共通で実施される	地域子ども・子育て支援事業 ・実施については、市町村が地域の実情に応じて判断
視点	子どもの成長のために「通う」	保護者のために「預かる」
目的	・全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する ・全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する	就労、病気、保護者負担の軽減など、一時的な保育ニーズへの対応
利用対象と利用時間	0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とし、子ども一人当たり月10時間を上限として柔軟に利用可能	各施設による規定

一時預かりとの違い(フロー図)



子ども・子育て支援あくしょんプラン2025【現在】



基本目標3 出生前から未就学児の支援の充実

基本施策3-(4) 乳幼児期の保育・教育事業の充実

	取組み事業	内容	担当課
9	乳児等通園支援事業	事業認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言などを行います。	幼児保育課

■乳児等通園支援事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	—	2,940	2,856	2,760	2,640
0歳児	—	948	912	864	816
1歳児	—	1,128	1,140	1,080	1,032
2歳児	—	864	804	816	792
確保方策	—	2,940	2,856	2,760	2,640

代用計画策定の経緯

こども誰でも通園制度については、市町村子ども・子育て支援事業計画（高島市においては「子ども・子育て支援アクションプラン」のこと）に、量の見込み等必要な事項について定めることとされていますが、変更の際し、計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難である場合には、中間年を待たずして、その代替措置として代用計画を策定することができる。

代用計画策定の記載内容

【必須記載事項】

- ① 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその時期
- ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

①乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその時期

こども[★]誰[★]でも
通園制度

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
乳学 前 児 園 数	0歳児	0.	100.	97.	93.	89.					
	1歳児	0.	210.	207.	200.	191.					
	2歳児	0.	225.	216.	213.	206.					
	合 計	0.	535.	520.	506.	486.					
対象 児 園 数	0歳児	0.	79.	76.	72.	68.					
	1歳児	0.	94.	95.	90.	86.					
	2歳児	0.	72.	67.	63.	66.					
	合 計	0.	245.	238.	225.	220.					
利 用 率	0歳児	0.	0.1	0.1	0.1	0.1					
	1歳児	0.	0.1	0.1	0.1	0.1					
	2歳児	0.	0.1	0.1	0.1	0.1					
	合 計	0.	0.3	0.3	0.3	0.3					
（利 用 者 一 人 一 席）	0歳児	0.	7.9	7.6	7.2	6.8					
	1歳児	0.	9.4	9.5	9.	8.6					
	2歳児	0.	7.2	6.7	6.3	6.6					
	合 計	0.	24.5	23.8	22.5	22.					
必要 受 入 時 間 数	0歳児	0.	79.	76.	72.	68.					
	1歳児	0.	94.	95.	90.	86.					
	2歳児	0.	72.	67.	63.	66.					
	合 計	0.	245.	238.	225.	220.					
（必 要 整 備 定 員 一 人 一 席）	0歳児	0.	0.	2.	2.	0.	2.	0.	2.	0.	
	1歳児	0.	0.	2.	4.	2.	0.	2.	0.	2.	0.
	2歳児	0.	0.	2.	5.	2.	0.	1.	0.	1.	0.
	合 計	0.	0.	6.	11.	6.	0.	5.	0.	5.	0.

②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

実施場所および実施時間

【令和8年4月1日～】

実施場所	静里なのはな園(高島市新旭町藁園2305番地)
実施時間	午前9時から正午まで(3時間)
利用方法	子ども一人当たり月10時間の枠内で 時間単位で柔軟に利用可能
実施方法	一般型(専用室独立実施)・柔軟利用方式
利用定員	1時間あたり 11人 1カ月あたり 690人 (1時間当たりの利用定員 × 開所時間 × 開所日数 を上限)
利用料金(案)	市内 0円/時間 ・ 市外 300円/時間
職員配置	管理者1名(正規職員) 保育士2名(会計年度職員・・・令和8年2月募集中)

今後のスケジュール

